

農林漁業者等からの意見に対する対応方針(案)

平成25年2月6日
福島県農林水産部

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
1	計画全般について		この計画は、今の子どもたちが社会を担う将来(30年程度先)の本県農林水産業のめざす姿を描きつつ、平成32年度を目標年度とする8か年計画としております。 第3章「第2節 子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿」に「東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たした農林水産業・農山漁村」を掲げ、この実現に向けて、必要な施策を着実かつ効果的に展開してまいります。	-	-
	県北	・どんな事業でも、地域が安全・安心であるという担保がない限りは絵に描いた餅になってしまう。			
	県北	・多くは望まない。「東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たした農林水産業・農山漁村」、「消費者の期待に応え、安全・安心な農林水産物を提供する農林水産業」この2点をお願いしたい。			
	県中	・農産物の安全・安心のPRはもとより農業者が自信と誇りを取り戻せるような施策を考えてほしい。			
	県中	・放射能汚染があったことが分からないような10年後になっていけばよい。(もっと早くやらなければならないが)			
	相双	・部落では若い人が避難して戻ってこない。県の計画には30年後と書いてあるが、自分の部落は20年で半分～1/3になるのではないかと。30年後に人がいなくなってしまう。			
	相双	・農地の地力の保持と併せて気力の保持も重要な課題。			
	相双	・年配者は帰りたい、私自身も帰りたいと思っているが、(その見通しを)はっきり示してほしい。			
1	相双	・住めないのなら住めない、それなら新天地でどうですかと、県としても口に出すことは大変だと思うが、その方が双葉住民も動きやすいのではないかと。			
	いわき	・牛がストレスで、受胎率が下がって、子牛の生産が落ちている。危機的状況。先が見える、農家が明るくなるような指導をお願いしたい。			
2	いわき	・第一原発の滞留水が放出されれば立ち直ることができない。計画の中に海洋への放出に反対するという文言を入れていただきたい。	第3章・第3節「1 東日本大震災及び原子力災害からの復興」に「○ 原発事故の早期収束と放射性物質汚染水等の万全の管理を国や事業者に求めていきます。」と記載していません。	27	5

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
		避難地域の復興について			
3	県北	・山木屋で農林業をするための基本は、山木屋で生計を立てることができるかが条件。	<p>「第4章 施策の展開方向」に「第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興」を掲げ、その第一に「避難地域における農林水産業の再生」の項目を設けました。</p> <p>さらに、「重点戦略1 避難地域等における農林水産業再生プロジェクト」を設け、農林漁業者の経営再開、農林水産業の再生に向けた施策を重点的・戦略的に展開することとしています。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	-	-
	相双	・双葉郡については、特別プラン的なものが必要だと思う。8年間の計画であれば、5年は避難で、残りは3年しかない。今まで以上に戻ってくる農家をバックアップするものであろうかと思う。			
	相双	・双葉地方を特出しすべき。			
	相双	・県としては振興計画作らなければならないと思うが、双葉郡のうち富岡、大熊、双葉、浪江については、振興計画も復興計画も立てることができないと考える。			
	相双	・福島県の米が売れない状況で、双葉郡の米が売れるわけがないと特に若い後継者は悲観し、農業に対する意欲がなくなっている。			
	相双	・双葉郡なりの再生の計画を作成して、(除染などの取組についても)科学的な検証もふまえて行っていかなければだめだと思う。			
	相双	・県全体で、戻ってくるように、しつこいくらいPRすべき。そうでないと、5年も帰って来ないと、もう戻らないと思う。			
	相双	・計画は、双葉地方は別にして立てるべきである。			
		・双葉町への帰還・営農の再開については、除染・基盤整備がどれくらい出来るか。また、それに加えて作った作物を販売することが出来て、生活が成り立つかどうかが大変。			

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行	
		農用地、森林等の除染について				
4	県北	・山木屋の生活水は地下水と引き水なので山の除染が課題。	<p>第4章・第1節「1 避難地域における農林水産業の再生」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 農用地、森林等の除染 ○ 農山漁村における生活環境、農用地や生活圏周辺に加え、生活に密接に関連する水源地の森林や林業生産の場となる森林、農林水産業関連施設等の除染を進め、放射線量の低減に努めます。</p> <p>また、「4(1) 放射性物質の除去・低減」には次のとおり記載しています。</p> <p>■ 農用地、森林等の除染 ○ 農用地については、新たな知見等を「福島県農林地等除染基本方針」に反映させながら、表土の削り取りやゼオライト等土壌改良資材の施用や反転耕、深耕等を組み合わせ、放射性物質の効率的・効果的な除去・低減に努めます。 ○ 農用地等への汚染の拡大や除染後の農用地の再汚染を防ぐため、農業用ダム・ため池、農業用排水路等における放射性物質の除去・隔離対策を推進するとともに、農用地等への流入防止策の普及・啓発を推進します。 ○ 生活圏周辺、水源地や林業生産の場となる森林等について、土壌や立木の汚染状況を踏まえ、間伐や落葉等の除去などの手法・技術を組み合わせ放射性物質の効果的な除去・低減を図るとともに、木柵等の設置により拡散防止に努めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>			
	県北	・住んでいる人が安心・安全でなければ消費者に安全・安心を届けられないため、安心・安全な山木屋に戻して欲しい。				
	県北	・国の除染に関する方針が見えてこない。				
	県北	・酪農について、牛舎の除染がない。食品を扱うものなので牛舎を新しく造るしかないと考えている。				
	県北	・除染しないとどうしようもない。				
	県北	・除染対策をしっかりと欲しい。				
	県北	・いいもの、安全なものは買うので、まずは除染からだと思う。				
	県北	・セシウムの吸収対策の継続実施をお願いする。				
	県北	・農業水利施設には8000Bq/kg超の土もあるが、除染計画には土地改良施設とは明記されていない。農業用施設との位置づけで後回し農用水が一番あとまわし、農家に使ってといえない。阿武隈川の水にはセシウムが入っている。				
	県南	・県南地域は線量が低い森林から河川に流れて田畑に放射性物質が流れてしまっは困る。この辺の対策について明文化出来ないか。環境の維持・保全については改善された状態でないといけない。				
	県北	・除染で表土を剥ぐだけでダメだったらもう一度基盤整備すべきであった。				
	相双	・環境省から1mSv/年以下の農地は除染しないと言われた。地域農業復興組合では、刈り取った草の撤去は国が行うと思っていたが、農家がやらなければならないのか。集草、梱包しても置き場もない。最大の問題である。			34	23
	相双	・森林の除染は難しい。土砂から河川を通じて海までながれるのは間違いない。その中で、要所、要所で小さなダムを造り、土砂を止めてある程度の期間ごとに土砂を回収し、海への流入を防ぐ取組が必要と聞いた。土砂が流入しない方法を是非検討してほしい。			40	24
	会津	・除染の水を川に流せばなしでは、漁業組合としての対策は無い。				
	相双	・山林から来るものを、どこで、どう抑えるのかをきちっとしないとけない。除染の体系をもう一度考えてほしい。				
	相双	・除染が前提。山から除染してくるべき。東京の消費者を含めて納得のいく除染をしなければならぬ。				
	相双	・H25は米を作付けするかどうかかわからないが、きちんと除染してもらわないと消費者も生産者も納得できない。				
相双	・仮置き場を含めて、除染をどうするのかきちんとして欲しい。若い人が帰ってこないのは除染が進んでいないため。					
相双	・河川、ダムの除染はどうするのか、方策はあるのか。海にもやさしい除染をお願いする。					
相双	・松川浦は水の流通が悪い。上流で除染し、その水が川に入ると直接海に流れることを、除染のあり方を考えて欲しい。総体的に考えて欲しい。					
相双	・丘の除染が終わらないと海の除染が終わらない。国は何年かかるかわからないとしているが、その点を徹底していただきたい。					

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
4	農用地、森林等の除染について(続き)		同上	34	23
	相双	・農地の除染をしっかりとしてほしい。住居だけでなく農地も同時並行で進めてほしい。先祖から受け継いできた土地を荒らしたくない。この思いを県の施策につないでほしい。			
	相双	・大柿ダム水底に堆積している泥は高線量である。これから除染が始まるが我々に見える形で除染して欲しい。			
	相双	・放射性物質を完全に除去することが出来る取り組みが出来ないか。			
	相双	・除染について、作土層が薄いところで、表土を剥いたら土が無くなってしまふ。除染の方法について選択肢を与えて欲しいと環境省には訴えてきた。			
	相双	・森林を除染したとしても、洪水、災害で低い方へ流れてくる。また、立木が汚染されて、市場に出したところで販売できるのかどうか。科学的に分析して対策を考えて欲しい。			
	相双	・除染しなければ前に進まない。除染を早くしていただきたい。			
	相双	・二次的な汚染を引き起こさないため、一度は汚染した土を剥いで、1か所に集めるなどしないといけないと考える。早く除染を進めてほしい。			
	相双	・除染をしっかりと進めた上で、それから30年先のことが見えてくるのではないだろうか。			
4	相双	・森林の除染がまずは基本だ。水源地が汚染されているは、その水を使って生産した米を検査してゼロだと言っても、風評で売れない。	同上	40	24
	いわき	・中山間地の土手に対する除染の取組が無い。手段も支援も無い。			
5	生産基盤の復旧について		<p>第4章・第1節「1 避難地域における農林水産業の再生」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 生産基盤の復旧</p> <p>○ 避難指示区域等の見直しを踏まえて、被災した農林地、農林道、漁港や農林水産業関連施設等生産基盤の早急な復旧に努めます。</p> <p>○ 農業生産活動の早期再開を図るため、農用地の除染、復旧と併せて、除草等の保全管理や地力回復対策に取り組みます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	34	33
	県北	・農地の維持管理をしていくための国・県の指導、援助をお願いしたい。			
	相双	・水田、農地の復旧が一番先だと思う。できるだけ早い施工をお願いする。			
	相双	・福島県は原発対応に力点があるようで、地震・津波被害からの復旧が遅れている様に感じる。			
	相双	・1年7か月が経過し、浪江町の田畑はセタカアワダチソウで黄金色となっているが、どう対処していくのか。富岡町、大熊町、双葉町、浪江町は5年は帰らないと議会で決定している。1年半でこうした状況なのに5年間でどうなるのか。農業の復興、再生がありますか？			
	相双	・このまま放置すれば農地がダメになるので、売れる売れないは別として除染も含めて農業をやる、作ることが必要。			
相双	・飯舘村では、農地・水の補助金を活用して水田等の草刈りを行ったが、柳が生えてきている。何とかそれだけは止めたい。				
6	避難地域等における営農再開について		<p>第4章・第1節「1 避難地域における農林水産業の再生」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 農林漁業者等への支援</p> <p>○ 避難地域等における営農再開・農業の再生を図るため、実証研究や技術支援、先端技術の調査研究を行う「浜地域農業再生研究センター(仮称)」を整備します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	35	6
	県北	・今までの農業経営から脱皮して新たな考え方を求めなくてはならない中で、国・県がどういった支援をしてくれるか見えない。			
	相双	・パイロットファームの話がでたが、1つの事例が成功すれば波及すると思う。NPO法人はパイロットになり得ると思う。			
	相双	・今の町民は帰還後のイメージが浮かばない。パイロットファームのようなイメージを作ってほしい。			
	相双	・最初から売れないものを作らせることは絶対あってはならない。県として実証試験を早く始めてほしい。農業者が生計を立てられるような取組を考えてほしい。			
相双	・農家が営農再開するにあたってかなり不安を抱いている。不安を払拭するような計画を検討してほしい。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
6	避難地域等における営農再開について(続き)		同上	35	6
	相双	・戻って農業を一生懸命やった場合、農業で所得を上げることができる。雇用についても確保される。生活するには十分なお金が稼げるなどの青写真が必要。ビジョンを早めに示す必要がある。			
	相双	・双葉郡で避難している人達に、できるというところを見せたいと思っている。売れるとは思っていない。			
	相双	・農地を耕作できるように、農地は農地として守っていくことが大事。県はモデル事業などでこれを進めるべき。風評が続くのは覚悟の上。20年30年帰還にかかる地域でも、戻ることができるようにするべき。			
相双	・帰還への判断材料として汚染状況をもっと詳しく教えて欲しい。また、除染技術を民間から広く集めるべき。				
7	放射性物質による影響の低減について		<p>第4章・第1節「1 避難地域における農林水産業の再生」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 農林漁業者等への支援</p> <p>○ 農山漁村における生活環境、農林地土壌、農業用水、漁場等における放射線量に関する詳細なモニタリングを継続するとともに、検査結果等の情報発信に取り組みます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	35	10
	県北	・5年後に避難が解除になっても山木屋で農作業はできて農業ができるか不安。			
	県南	・ダム・ため池の土砂の線量が高いと新聞に出たが、対応もない中で報道されても困る。正確な情報の提供をお願いする。			
	相双	・大柿ダムの水は問題ないが、底質が攪拌された時にどう出てくるのか心配である。ダムの改修、通水がきちんとされない限り、米づくりは無理だと思う。			
相双	・大柿ダムの水は大丈夫だが、底質は凄い放射能を含んでいる。そうした水を使って、農作物を作っても大丈夫か、売れるのか。				
8	新たな経営・生産方式の導入について		<p>第4章・第1節「1 避難地域における農林水産業の再生」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 新たな経営・生産方式の導入</p> <p>○ 地域農業を支える意欲ある担い手を確保するため、認定農業者の育成に加え、認定農業者等を核とした集落営農組織や農業法人の育成を進めます。</p> <p>○ 放射性物質をはじめとした周辺環境や気象の影響を受けにくい植物工場、大規模施設園芸、協業化による畜産経営体の育成など新たな生産方式の導入を推進するとともに、再生可能エネルギーの積極的な活用を図ります。</p> <p>○ 花き、種苗など非食用作物等への転換を検討するとともに、導入を図ります。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	35	23
	相双	・企業化して機械化を進め、また、飼育場所も1箇所に集めて、効率的に行いたい。さらに、他の作目の導入を図ることも大事。石川の市場が無くなるのは厳しい。			
	相双	・槽葉においては、大規模な個人や水稲組合が中心となって担っていくようになるのではないかと。			
	相双	・基盤整備についても今がチャンスである。所有権は別としてもやる気のある人に農地を集約する方法を進める良い機会である。			
	相双	・これからは営農も法人経営が良いと思う。また、放射性物質の影響も考えると水耕栽培等も取り入れていくべき。			
	県北	・今までの農業経営から脱皮するために、バイオ燃料、植物工場、花の生産活動が考えられる。			
	相双	・施設園芸、植物工場を展開していくことへの支援をお願いする。			
相双	・この地域は施設園芸の適地であり、太陽の恵みを活用した農業、植物工場、施設園芸が大きな鍵となっていく。				
相双	・帰還したら水耕栽培や施設型の栽培に頼らざるを得ない。また、口に入れるものは風評もあるだろうから、花の苗や嗜好品の栽培をやらざるを得ないのではないかと。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
		農業者に対する支援について			
9	相双	・地域農業復興組合を立ち上げて津波被災農地の復旧作業を行っているが、ガレキが邪魔で作業が進まない。対応策を考えていかなければならない。	<p>第4章・第1節「3 被災した農林漁業者等への支援」に次の通り記載しています。</p> <p>■ 被災した農業者への支援 ○ 地域農業の再生と早期の経営再開に向けて、農業者が共同で実施する復旧作業を支援します。 ○ 被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、新たな農用地の確保、初期生産資材、施設・機械等の導入に対する助成、新たな作目や新たな生産方式の導入、農業制度資金の融通や技術指導等の支援策を強化します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	38	22
	県北	・山木屋以外（避難先で）農業をやりたいという人に対して、農地の斡旋や施設園芸の為の事業などの案内はあってしかるべき。			
	県北	・農家自身が営農を継続できるかが不安である。			
	県南	・被災者のための農業法人立ち上げを進めているが、農地のあてがない状況。農地を提供できるシステムを作っておけば、被災者も前向きにできるのではないか。			
	相双	・友人が、避難先で落ち着いてキウイを栽培したいと言っているが個人では農地を見つけられない。行政の支援をお願いしたい。			
	相双	・4月からは今まで培ってきた自分の経験を生かしてリンドウの栽培をはじめた。その際、土地を探すのが非常に苦労した。地元（東和町）の人に農地を紹介してもらった。			
	相双	・水耕栽培を始める場合、新たな技術を要する。帰還するまで技術を習得出来る機会を設けてほしい。			
	相双	・避難先で営農する際、施設を建てても数年後には帰らなければならない。農地を返す際は更地で返すこととなるため追加の負担が出てくる。出来れば遊休化している施設等を斡旋していただきたい。			
	相双	・双葉地方の農業者にアンケート調査をした中で、営農再開にあたって、地元での再開ではなく、双葉郡以外（県内、県外）で営農再開したいという意見が多い。			
	相双	・帰還がなかなか進まないようであれば、避難者を労働力として活用して、一時的な再開をしたい。土地の斡旋などしていただければ。また、せつかく育てた技術者を温存したい。			
	相双	・震災翌日に避難。全て窓を閉めて避難。夏場の高温で塩ビ配管が全てだめになった。復旧には1億、2億では済まない話である。			
	相双	・双葉郡にいて再開を臨んでいる人がいれば、農業団地の様な形で一緒にやれればと考えている。そのようなコミュニティを維持しながら帰還を待ちたい。			
	相双	・家に戻れば、農機具はあるが、タイヤの放射線量が高く、持ち出せない。機械をあらためて導入することに支援をお願いしたい。			
	相双	・農地の斡旋などもお願いしたい。帰れないと思っているので、避難先で意欲ある者のやる気を支えるような、県の支援策を求めたい。			
相双	・いわきの同業者がハウスを貸してくれた。さらに、農地を購入し、ビニールハウス400坪を補助で建設中。				
相双	・いわきに来たがっている農業者は多い。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
10	県外に避難されている農業者に対する支援について		<p>第4章・第1節「3 被災した農林漁業者等への支援」に次の通り記載しています。</p> <p>■ 県外に避難されている農林漁業者等への支援</p> <p>○ 県外に避難されている農林漁業者等に対して、故郷に帰還し、安心して経営再開が果たせるように、原子力災害に対する様々な取組の実施状況や各種支援策等に関する情報提供に取り組みます。</p> <p>○ 県外において経営再開を希望する農業者に対して、受入先の自治体等と連携を図りながら、きめ細かな対応に努めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	39	1
	相双	・県外の避難先で営農を再開しようとしている人の初期投資に係る経費への支援制度をお願いしたい。			
	相双	・浪江町に本当に帰還できるか分からない状況であるから、新しいところ(避難先)で発展性を求めるべきだと思う。			
	相双	・計画の8年間で双葉への帰還・営農は無理だと考えている。まして、中間貯蔵施設が出来たら全く先が見えない。現状では埼玉で営農を再開して、こちらで続けていくつもり。			
	相双	・県外に避難し、営農を再開しようとしている意欲のある人への支援策をお願いしたい。			
	相双	・やるという意気込みがある人には、全国どこへ避難しても営農出来る制度を国が整えるよう要望して欲しい。			
	相双	・除染を行っても、帰還して営農を再開するレベルまでは難しいと思う。今は埼玉で営農を再開しており、こちらで暮らしていく考え。			
11	原子力損害賠償について		<p>第4章・第1節「3 被災した農林漁業者等への支援」に次の通り記載しています。</p> <p>■ 原子力損害賠償に関する支援</p> <p>○ 農林漁業者が被った原発事故に起因する全ての損害に対する賠償が迅速かつ円滑に進められるように、市町村、関係機関・団体等と連携して、東京電力株式会社等への要請、農林漁業者・団体等による損害賠償請求に関する支援に取り組みます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	39	15
	県北	・線量が高いのは、改植、伐採が必要だが、立木補償、所得補償がネックとなっている。			
	県北	・賠償等県が窓口になって欲しい。			
	県北	・じーちゃん、ばーちゃん達の小遣い稼ぎの原木採取(1000~5000本)は、所得申請していないので、賠償対象にならず、泣き寝入りしている。その対策をお願いしたい。			
	県中	・担い手について、不耕作の賠償について集積を図ってきた人が所有者から貸し剥がしの問題も発生している。これからの復興にネックになると思う。行政の指導及び関連法の改正等をお願いしたい。			
	県南	・JAでは損害賠償請求をしているが、満額支払われたのは昨年ぐらいまでであり1年分ぐらいはまともに支払われていない。			
	南会津	・キノコの賠償、半分は支払われたがもう半分はまだ。果たして支払われるのかどうか。			
	相双	・東電の補償があっても作り甲斐がない。また、全額支払われていない。			
	相双	・県は、賠償請求に全面的に取り組むこと。			
	相双	・山林の保障について、樹齢、樹種によって線量が違う。30km圏内は管理出来ないため、管理不能に伴う損害を請求出来ないか。県からも動いてほしい。山林の賠償は遅い。			
	相双	・賠償については、東電の言いなりになって、なかなかこちらの言い分が通らない。			
	相双	・口にしたいくないが、1日も早い、きちんとした補償をしてほしい。			
	いわき	・復興に向けた取組の中で施設の新設しても、それが賠償されるかという難しい面がある。賠償されなければ赤字になってしまうので、運営面を考慮して支援をお願いする。			
いわき	・賠償の問題については、原発地域は賠償あるものの、いわき市ではない。そのあたりも重要視して欲しい。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
安全な農林水産物の生産について					
12	県北 県北 県北 相双 相双 いわき いわき	<ul style="list-style-type: none"> ・酪農の循環サイクルが戻らないうちは振興を考えるに至らない。 ・剪定枝の減容化対策を早急に示して欲しい。 ・剪定枝の減容化。 ・基準値が変更となったことに対する支援策、解決策を示すべき。 ・企業化して若い人を入れられないだろうか、と思う。しかし、ネックはわらや牧草である。これが地元のものでないと経営成り立たない。 ・繁殖と牛に牧野干草が使えないこと、たい肥が滞留していることの問題があり、このままでは、3年もたてば福島県の和牛繁殖農家は半減、1/3～1/4になってしまう。 ・買い餌では、和牛繁殖農家は廃業せざるを得ない状況を理解して欲しい。 	<p>第4章・第1節「4(1) 放射性物質の除去・低減」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 安全な農林水産物の生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業者等に対して、農用地、森林や漁場等の汚染実態を踏まえた除染、吸収抑制対策等に関する情報の発信、普及指導等を徹底して安全な農林水産物の生産を進めます。 ○ 土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行を低減するため、カリ質肥料等の施用、果樹の会食等の取組を支援します。 ○ 安全な自給飼料を確保するため、牧草地等の除染を進めるとともに、モニタリング検査を継続して実施します。また、敷料等についても放射性物質による汚染の確認を継続します。 ○ 暫定許容値を下回るたい肥の地域内循環利用を促進します。 ○ 暫定許容値を超過した自給飼料やたい肥等の農業系汚染廃棄物、原発事故当時に使用していた農業用被覆資材等の適正な処理を進めます。 <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	40	40
放射性物質対策に関する技術開発について					
13	県北 県北 県北 県中 会津 相双 相双 相双 相双 相双	<ul style="list-style-type: none"> ・表皮をはげば良いといていたが、根から吸い上げていくと蓄積されていく。チェルノブイリの例からいくと15年がピークといわれている。15年は売り物にならない。 ・あんぼ柿の生産額は40億、伊達みらいでも20億ある訳ですが、このまま何もしないとまた同じ結果になる。 ・きのこにおける試験データをしっかりして欲しい。点数が少ない。(移行率も)原木しいたけは東日本が危ない。 ・須賀川で100ベクレル超の米が検出されたそんなに高くない地域で検出されたことで他の農作物も危険ではと不安になっている。詳しく調べて原因を公表しないと風評に繋がってしまう。しっかり調べてほしい。 ・セシウムを吸収する品種の開発も併せて行えば効果があると思う。 ・2年間作付けしないことで農家の意欲がなくなっている。現実的な除染の方法であれば、農業者は非常に助かる。 ・会津の木質バイオマス発電の原料基準は100Bq/kgとなっており、相双の木は使えない。研究努力してほしい。 ・山木屋地区で試験栽培を実施していると思う。我々も研究成果を取り入れて営農に生かしたいので成果を公表して欲しい。 ・何年かかろうと、いつかはゼロになろう。それを少しでも早めていただきたい。そのための研究をどんどん進めていただきたい。 ・8年での帰還・営農は無理だと思っているが、10年後には帰還したいと思い、除染の手法等を探っている。 	<p>第4章・第1節「4(1) 放射性物質の除去・低減」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 放射性物質対策に関する技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各生産環境内における放射性物質の分布及び動態等汚染実態の解明を進めます。 ○ 農用地や森林等の除染、農林水産物の吸収抑制技術等の開発を図ります。 ○ 森林の更新や間伐等、森林整備や木材生産と一体となった放射性物質低減技術の開発を図ります。 ○ 県産材の放射性物質汚染対策に関する研究開発を進めます。 <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	41	15

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
14	放射性物質検査について		<p>第4章・第1節「4(2) 放射性物質検査体制の確立」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 緊急時環境放射線モニタリング体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県産農林水産物の安全性の確認と消費者に対する正確な情報の提供を行うため、農林水産物の緊急時モニタリングの充実・強化を図るとともに、わかりやすく、正確な検査結果の公表や消費者の理解促進等に取り組みます。 ○ 県産牛肉に対する信頼確保に向けて、放射性物質の全頭検査を当面継続します。 ○ 放射性物質の影響により、食品衛生法における放射性物質の基準値を超過した農林水産物の出荷等の自粛を要請するとともに、基準値を安定して下回る農林水産物の制限解除のための調査を継続します。 <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	42	16
	<p>県北</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再検査の報道のあり方について、10Bq/kg以下の細かい数値まで出さなくていいのではないかと。風評被害をつくりだしている気がする。 <p>県北</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心の県の説明責任が大切である。 <p>県北</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の検査結果が、流通業者等に信頼されていない。県、国がもっとしっかりやらないといけない。 <p>会津</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採捕禁止の解除に向けてこれから組合で動いていくがハードルが高いので、行政のバックアップをお願いしたい。 <p>相双</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県だけが公表して、他県では公表しないで他県の方が安全だと思込んでいる人もいる。PRの手法(あらゆる対応策)を再度考えていく必要がある。 <p>いわき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸品目について放射性物質の検査の進捗状況を教えて欲しい。 				
15	放射性物質検査について(続き)		<p>第4章・第1節「4(2) 放射性物質検査体制の確立」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ きめ細かな検査体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基準値を超える米が流通、販売又は食用に供されることを防ぐため、県の管理の下、県内で生産された全ての米を対象とした全量全袋検査を推進します。 ○ 簡易分析装置の導入等を進め、果樹や野菜等の産地における自主検査体制を強化します。 ○ 安全性が確認された県産材が安定的に供給されるように、放射線検査体制の整備を支援します。 ○ 沿岸漁業における試験操業の取組を拡大し、本格的な再開を図るため、産地魚市場等の放射性物質検査体制の整備を支援します。 <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	42	25
	<p>相双</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場を集約して、公的な検査機関も一緒に設置し、間違いなく安全な水産物を早急に流通させる。このことが後継者対策となり、希望を持ってやれると思う。 <p>相双</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査機関の設置をお願いしたい。 <p>いわき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相馬では6月から試験操業、試験販売に取り組んでいる。今後本格操業となると魚種が増え、また新鮮さが重要であることから、検査体制の充実を計画に反映して欲しい。 				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
		消費者等の理解について			
16	県北	・福島県以外の方が、基準値以下であれば食べる(買う)という基盤ができていないとダメ。	<p>第4章・第1節「4(3) 消費者の信頼確保」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 消費者・農林漁業者・食品関連事業者の相互理解の促進</p> <p>○ 放射性物質を始め、食の安全・安心に関わる事柄について、消費者、農林漁業者及び食品関係事業者相互の意思疎通を図る機会を設けるとともに、放射性物質検査に関する積極的な情報発信等を通じて、相互理解の促進を図ります。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	44	26
	県北	・学校給食の放射線が0でないことと認めない。これにどう対応するのか。			
	県北	・地産地消については、原発の影響で落ち込んでいる。学校給食の地産地消率は福島市のH22年度は40.4%からH23年度は0.6%に落ち込んだ。父兄が警戒している。			
	県北	・他県からは学校給食で使っているんですか。と聞かれる。全くその通りで県内の学校給食で使ってもらわないとダメである。			
	県中	・福島は賠償金をもらっているのだから、他産地より安くても良いと中央の市場で話ができるのはおかしい。			
	県中	・スーパーで言われたのが「学校給食で使用しているのか」これが一番の安心のPRになるのではないのか。			
	県中	・風評とは何か。風評被害の実態を把握出来ないか。問屋が安全なものを買って、スーパーで販売する際に他の産地のものと混ぜて販売する等の問題もある。消費者の方だけが福島県産のものを嫌っているのか分からない。			
	会津	・学校給食で、福島県内のものを敬遠しがちという話を聞いている。福島県民が一体となって、こういう危機を乗り越えていくということであれば、危険なものは提供出来ないというのは当然であるが、安全なものはPRしながら地産地消を大々的に出していく。			
	会津	・実態の需給バランス以外に、放射能の影響により、仲卸、市場関係者等に安く買われてしまうのではないかと不安がある。その払拭を考えていただきたい。			
	相双	・大阪と相馬の放射能の数値は同じぐらい。全国の放射線量マップを作成するとか、不安感を解消するものを作ってほしい。			
	相双	・高齢者が福島県産を食べないこと、その人達が自分の子、孫へ伝えていくことで不安が広がっている。			
	相双	・小さい子を持つ親としては、心配な部分がある。生産者からの押しつけではなく、消費者の考えを聞いて、検査、安全のPRをしてほしい。			
	相双	・学校給食において、測定して大丈夫でも福島県産はダメ。地場産でも大丈夫だということを理解していただきたい。			
	相双	・教育委員会、行政に対して、学校給食において地場産品を使うよう指導して欲しい。			
相双	・自分の県で、風評を作っているのではないのか。自分の県産品を食べない。若いお父さん、お母さんがきちんと食べさせることが大切だと思う。				
いわき	・他県が風評を持っているのではなく、自らが発しているのが風評であると認識している。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
		風評被害対策について			
17	県北	・山木屋、飯館と名前が売れているため、除染が完了して営農できても価格の下落が心配。	<p>第4章・第1節「4(3) 消費者の信頼確保」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 安全性のPR・販売促進</p> <p>○ 放射性物質の除去・低減を始め、食の安全・安心を確保するための農林漁業者や出荷・販売事業者等の取組や緊急時モニタリング検査結果等の情報をホームページ「ふくしま 新発売。」等を活用して発信し、県産農林水産物の信頼回復に向けた活動を展開します。</p> <p>○ 「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大や県内直売所、首都圏量販店等におけるトップセールスや販売キャンペーン等を通じて、本県産農林水産物を積極的にPRします。</p> <p>○ テレビ、電車内広告、新聞等のあらゆる媒体を活用して、本県産農林水産物の安全性をPRするとともに、首都圏における参加型シンポジウムやパブリシティ(情報提供活動)の展開により、消費者及び流通関係者の理解促進と信頼確保に努めます。</p> <p>○ 学校給食用食材の放射性物質検査を実施することにより、保護者等の一層の安心と理解を得ながら地元食材の活用を進めます。</p> <p>○ 緊急時モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供していくことにより、消費者の信頼確保に努めます。</p> <p>○ 県産材の放射性物質に関する安全性確認結果等の情報を発信し、信頼確保に努めます。</p> <p>○ 水産流通業者や消費者に対する緊急時モニタリング検査結果や水産試験場等の調査研究成果等の情報提供に努め、魚介類や水産加工品の消費回復を図ります。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	44	31
	県北	・福島県の農産物は安全なんだと認識して推進して欲しい。			
	県北	・風評被害による市況格差が大きい。3割減。秋になっても市況が上がらない。ナメコも上がらない。大変厳しい。			
	県北	・県から安全と発行してもらわないと困る。県から発信して国を動かして欲しい。			
	県中	・PRはもとより、除染についても消費者の関心が高い。これについても積極的にアピールしてほしい。			
	県中	・若い人たちの就農について、経済状況の悪化により就職先がなく、専業農家の家庭では「親の後を継いで見ないか」という話も原発事故が原因で親も勧められない。風評被害の払しょくが必要。			
	県中	・担い手の育成・確保、親の背中をみて子は育つ。風評被害にあつて価格が伸びず、やる気が出ない。今年は特に風評被害がひどい状況だ。これを見た子どもは農業から離れてしまう。風評被害の払しょく対策をしっかり行い、消費者の信頼確保、特にマスコミを上手く活用しながら消費者の信頼回復を図ってほしい。			
	県南	・情報発信、出荷先にきちんとしたPRすべき。出荷先に対するPRについて県が主体となり行動すべき。JAに任せきりではいけない。			
	会津	・原発事故に関しては、農産物が安全なのか、消費者の皆さんに食べてもらえるのが問題である。			
	南会津	・福島県の農林水産物を正當に評価してもらえるように、早急に対策を講じていただきたい。			
	相双	・原発事故による風評被害が一番大きい。東電の補償あるが、やりがいなくなる。			
	相双	・安全な農産物を作っても消費者は買わない。どう安全性をPRしていくかが重要。			
	相双	・本格操業となった際、県境で漁をするシラスやコウナゴ等の産地名、加工場の表示の仕方、安全のPR方法は検討しなければならない。			
	相双	・安心して食べられるものをつくることができる、ということが復興に繋がると考えている。			
	いわき	・未だに、福島のものには要らないといわれているところもある。今後も検査を行って、福島のものは安全というPRを継続してほしい。			
	いわき	・担い手が不足している。これまで野菜栽培をしていた担い手が、風評により栽培をやめてしまった。どうしたら担い手の経営を成り立たせることができるかが課題である。			
	県中	・多くの会員は昨年より今年は改善されたと言っている。これは、農協はもちろん行政のトップセールスを何度も行った成果だと思う。今後も手を緩めることなく、より強力に安全性のPRをしてほしい。			
県中	・今までどおり売れる体制づくり。米について、今売れているのは業務用しか売れていない。ブランド力がきちんと出せる体制づくり。				
県中	・JA、町村長とのトップセールスを進めてきたが、やはり県が1つとなってPRしていくことが重要だと思う。				
県南	・バイヤーからは、「安全なのは分かったが、県南だけ安全でも福島県という名前が入っているのだから、県全体が安全で無いとダメ」と言われた。県全体での安全性のPRが必要。農協だけが来ても県全体のPRが見えないと言われた。県にもっと動いてほしい。				
相双	・風評被害について出荷者、販売者ではどうにもならない。知事も米、園芸品目の販売に力を入れてほしい。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
		風評被害対策について(続き)			
17	県中	・PRIについて、関東から人を呼びグリーン・ツーリズムの取り組みを行っている。TOKIOのCMが放送されているが、もう少し影響力が強い(みのもんた等)人を起用するよう要望する。	同上	44	31
	県南	・交流に来てくれた人は100%不安はなくなる。地道な積み上げが大事。ゴールデンタイムのテレビ番組枠を買うなど。			
	県南	・テレビもいいが、若い人をターゲットにするにはYouTube、ラジオなどの媒体も活用してはどうか。いいことも悪いことも発信することで信頼されるのではないかな。			
	会津	・生産者サイドからの情報発信では限界がある。消費者サイドに他に選択肢があれば、福島産ではなくそちらを選んでもしまう。消費者サイドも含めた、国や県の施策が必要。			
	会津	・来ていただいて現状を見てもらう。若松に来てみんなに現状を見てもらうというのが大事。心の交流も含めてやっていかないといけない。			
	会津	・農林業だけではなく、製造業、観光業と一体となったPRが必要では無いか。それには多少お金がかかっても有名な人を利用したPRが効果的である。			
	会津	・安全安心の促進、自分達の作ったものの安全・安心をいかに情報発信するかというのが課題。			
	相双	・若い人が農業をやめている。放射性物質の問題を発展的に解消できますという映像でも流すべき。			
	相双	・風評被害は来て、見て、地元のもの食べて、交流を重ねることで和らいでいく。			
	相双	・福島の知名度は良い意味でも悪い意味でも高くなった。利用すべきだと思う。こんなに変わった。日本の中でも最先端の農業をアジア等、海外にPRしていくべき。			
	相双	・風評被害を払拭する為にモニタリングを数多く実施し、安全性についてマスコミに報道してもらうことができればこれからの漁業の復興に役に立つのではないかな。			
いわき	・米全袋検査について、神奈川県のある消費者は危ないから検査すると認識している人がいた。中央での風評対策をしっかりやっていただきたい。				
いわき	・客の入り込み、地産地消が厳しい中、いわきに来て、見て、現状を知って、食べて、帰って伝えてもらうことが重要。				
18	南会津	・食物の安全・安心に向けてGAPの取り組みがあるが、個人では難しい。行政の力を借りながらGAPに取り組んでいきたい。	<p>第4章・第2節「1 食の安全確保」に次のとおり記載しています。</p> <p>○ 営農指導に従事する県・農協職員等を対象にJGAP指導員の資格取得を促進し、より高度なGAPへのステップアップを目指す産地を支援します。 なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	49	12

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
19	食育について		<p>第4章・第2節「食」や「ふるさと」に対する理解促進」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 体験学習や交流の促進</p> <p>○ 地域や団体、学校における「食育」を支援するため、「食」や農林水産業に関する講義や魚のさばき方などの出前講座等を実施します。</p> <p>○ 農林水産業・農山漁村の役割や重要性、自然の豊かさや厳しさなどについての理解を深めるため、将来を担う子どもたちや消費者を対象とした体験学習や消費者と農林漁業者が相互理解を深める交流を促進します。</p> <p>○ 子どもたちが安心して体験学習や交流等に取り組むことができるように、受入地域や施設等における除染の実施状況や空間線量等の情報の積極的な発信を進めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	55	3
	県中	・10年後の施策について、小学生、中学生から農業に対する意識を養う機会(体験学習等)を作っていくべき。			
	県中	・信頼を取り戻していくため、小学校へ出向いて消費拡大、安心して食べられる食育の取り組みを続けている。県からもアドバイスをお願いしたい。			
	県南	・除染できるのか、効果があるのかが見えない。田んぼの学校においても手袋をつけて田植えをするなど、子どもたちに安全を提供していかないと農業に対する関心を持ってもらえない。			
20	農業担い手について		<p>第4章「第3節 農業の振興」の第一に「いきいきとした農業担い手づくり」を掲げ、地域農業の維持・発展に向けて、地域や集落の実情に応じて、認定農業者、認定農業者を核とした集落営農組織、新規就農者などの担い手確保とともに、地域をリードする優れた農業者の育成に取り組めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	58	1
	県北	・地域全体で見たとき、担い手について、50～60歳の人の中で、経営者としての方向性を持っている人がいれば方向性を見いだせるのではないかと。			
	県北	・新しい農業を模索しても、今65歳の人については来れない。			
	県北	・高齢化、後継者の問題、先が見えない。			
	県北	・後継対策が急務であり、親が自信がない。			
	会津	・Uターンとまでは言わないが、Uターンで若い人たちに農業のみならず地域のリーダーとなってもらえるような方策が必要。			
	会津	・集落営農については大きな集落では難しい。平場の大きな集落ではよっぽどのリーダーシップがないと難しいのではないかと。			
	南会津	・農業に限らず、人をどうするか、地域をどうするかというのが大きな問題。人がいなくては地域が存在しない。			
	南会津	・農家は原価計算をしない人が多い。ちゃんと指導して、地域でしっかりと経営できる人を育てることが重要。			
	南会津	・農業については、担い手の育成、これにしっかりと取り組んでいただきたい。			
	相双	・食料を確保しなければならない反面、農業人口は減少する。効果的な補助、支援策が必要。			
	相双	・担い手を維持するためには手厚い補助対策が必要。			
	相双	・担い手確保が大変な問題。行政も農業振興公社、営農をやるような基幹組織を作らないと進まない。			
相双	・地区の農業を守るために認定農業者、担い手の負担が大きくなる。担い手に「やってみるか」、集落営農に「脈あり」と思わせる施策が必要である。				
相双	・若い人、小さい子を持つ人は県外へ避難しており、そうした農地を誰が、どのように守っていくのが課題である。				
相双	・もう一度小高区の組織化を図りたい。2つぐらいの大きな組織を考えていきたい。公社の設立に向けて議論を進めており、後継者が戻るまで今いる人間で条件整備していきたい。				
相双	・周囲の農家からは、「再開したら頼む」と言われている。担い手不足についてどうすればいいのか。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
20	農業担い手について(続き)		同上	58	1
	相双	・浪江町のアンケートでは、農地を買ってくれという農業者が多い。20ha,30haの農地を全国に公募すれば、やる気のある担い手が来るはず。そこで、新たな町民として受け入れるような町を築いて行くべき。			
	相双	・技術者の育成はもとより採算のとれる経営ノウハウをもった農業者をしっかり育てていく支援が必			
	相双	・浪江町では、農業者の20%が戻る、70%は国に土地を買ってもらって農業をやらないと言っている。このような状況で、農業再生などできるのか、疑問である。			
	相双	・組織的農業が解決策になると思うので、地域でリーダーシップをとれる若者とベテランの年配者との連携が図れるような計画としてほしい。			
	いわき	・基盤整備に取り組んでいるが、一つには担い手の問題がある。また、イチゴ産地であるので、点在するハウスを集積したいが、その際の個人負担が課題となっている。			
	いわき	・30km圏内の地区にあり、原発事故の影響で農家がなくなってしまった。賦課金の徴収の問題もある。放棄地が増えて、若い者がなくなってしまった。担い手が不足している。			
	相双	・若い農業者はほとんどいない。専業では梨農家が若干いる程度、何から手を出していいかわからないと思う。若い担い手の育成はモデルのようなものを示す必要がある。			
21	農業担い手(集落営農等)について		<p>第4章・第3節「1 いきいきとした農業担い手づくり」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 集落営農組織の育成及び農業者の法人化</p> <p>○ 地域農業の持続的発展に向け、合理的な土地利用や農業の高付加価値化等について、集落で合意形成を図りながら、将来の地域農業を支える担い手の育成を進めます。</p> <p>○ 担い手を中心としつつ、農業者がそれぞれの役割を持って営農に参加し、様々な農業経営を実践する「ふくしま型集落営農」の実現のため、組織運営の強化、経営の高度化・多様化に向けた取組を推進します。</p> <p>○ 関係機関・団体等と連携して、法人化を志向する農業者等を対象に研修会やコンサルティング等を実施して法人化を促進します。</p> <p>○ 法人化した後も着実な経営発展が実現できるよう、発展段階に応じた経営指導やコンサルティング等を通じた支援を行います。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	59	31
	県中	・担い手の育成について、県では集落営農として推進してきた。しかしながら、なかなか前に進んでいない。もう一度進め方の検討が必要ではないか。			
	県南	・農業法人については、機械利用組合、集落営農、法人化というように段階を踏んで進めるべきと考える。			
	相双	・大規模化、協業化、企業化を進めた時、あぶれた農民をどうするのか？			
	相双	・集団営農という形を考慮しないと1人でやると心が折れてしまう。集団で通いながら酪農をやりたい意見も出ている。NPOの立ち上げや集団営農の取組が出てきつつある。			
	相双	・国や県は、集落営農や集団的な農業経営、企業化に向けた取り組みを推進しているはずなので、10人雇える1次産業の農業者を10人育てる。そうすると100人雇える企業を誘致するよりも伸びしろが大きい。村の復興計画にも位置づけているため県にも十二分にすり合わせてほしい。			
相双	・バラバラに生活するのは辛い場合、働くところと住むところを分離して、みんなで働くところに通う(いわゆる工場化)方向で進める考えもある。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
22	農業担い手(新規就農者)について		<p>第4章・第3節「1 いきいきとした農業担い手づくり」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 新規就農者の育成・確保</p> <p>○ 農業への理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、多様な就農希望者にきめ細かに対応し、円滑に就農できる体系的な支援を行います。</p> <p>○ 新規参入や新たな部門経営を開始する青年農業者等を安定的に育成・確保するため、農業法人における雇用形態での研修や農業総合センター農業短期大学校における幅広い分野での実践研修など研修制度・内容の充実を図ります。</p> <p>○ 新規就農者の定着を図るため、地域全体で支援する体制整備を進めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	60	12
	県北	・地域全体で後継者をつくる仕組みが必要であると考えている。			
	県南	・移り住んでも構わないと思っている人に耕作放棄地を提供すればいい。ただ、しっかりと研修する、勉強する体制づくりが必要である。			
	県南	・就農希望者の多くは有機農業という夢を持っているが、直接就農しても失敗してしまう。1年～2年しっかりと研修してから就農する体制づくりが必要である。			
	会津	・耕作放棄地が出ないように、若い人たちに就農してもらう方をとらないと折角整備したものが無駄になってしまう。積極的な取組をお願いしたい。			
	相双 いわき いわき	<p>・今後、農業の知識が乏しい後継者がでてくる。後継者を養成する研修制度が必要となってくる。</p> <p>・新たに就農したいという人が出てくるような、環境づくり、施策をお願いしたい。</p> <p>・農業の担い手の状況はかなり切羽詰まっている。将来のビジョンはいいが、現在をどうするか、ということが課題であり、そこを踏まえた上で、後継者の対策を考えて欲しい。</p>			
23	農業担い手(女性農業者)について		<p>同上</p> <p>■ 女性農業者の経営参画の推進</p> <p>○ 女性農業者が意欲的に農業に取り組めるように、家族経営協定の締結を推進するとともに、認定農業者へ誘導します。</p> <p>○ 農産物直売や加工、農家レストラン等の運営に当たって、女性の持つ能力を最大限に生かした経営を実践できるよう各種研修会を実施します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	60	20
	県中 相双	<p>・女性の農業者の数は少ないが、農業に対する情熱は満ちあふれていると思う。女性農業者を巻き込んだ農業の担い手として活躍できる場を作ってほしい。</p> <p>・高齢の農業者が持っている技術を若い担い手に継承していく。絶やさないような取組が必要。</p>			
24	南会津	・ソバがいっぱい出来れば安くなる、米がいっぱい出来れば安くなるといった農業ではダメ。価格が固定されていないと農業はダメになってしまうのではないかと。	<p>第4章・第3節「2 農業経営の安定」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 所得安定対策</p> <p>○ 担い手が安定的な農業経営を持続できるよう、経営所得安定対策(仮)等の所得安定対策の活用を推進します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	63	7

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
25	県北	・農地の基盤整備が進んでいない。中規模基盤整備が大切。	<p>第4章・第3節「3(1) 農業生産基盤の整備」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 優良農地の整備 ○ ほ場の大型化や水管理の省力化・効率化による農用地の利用集積の促進や担い手の育成・確保と一体となったほ場整備を推進します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	65	2
26	耕作放棄地について		<p>第4章・第3節「3(2) 耕作放棄地対策」に次のとおり記載しました。</p> <p>■ 耕作放棄地の解消 ○ 担い手農家や農業生産法人などの多様な担い手による面的にまとまった形での耕作放棄地の有効利用を進めます。 ○ 耕作放棄地が持続的に農地として有効活用されるよう、地域の実情に応じた園芸作物の導入や、飼料作物の作付け、放牧利用等先導的な取組を支援します。また、農産物の加工販売等を促進し、収益性の高い農業経営の確立を支援します。 ○ 被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、耕作放棄地等に関する情報提供と活用に対する支援を行います。 ○ 農地への復元が困難な耕作放棄地については、農山村の健全な発展と調和を図りつつ、林地への転換や再生可能エネルギー発電設備の整備など農業以外の利活用を促進します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	66	24
	県北	・耕作放棄地の集積も必要だ。			
	県北	・荒廃した桑園がある。補助事業があれば規模拡大してやっていきたいと考えている。			
	県北	・後継者対策で、遊休農地にセイタカアワダチソウが繁茂して、もったいない優良農地がたくさんある。I、J、Uターンにより優良農地に入ってもらうのも一つの方法であると思う。地域に活力も生まれる。			
	県北	・遊休農地の集積化。Iターンの人も原発事故以前からがんばってやっている。			
県南	・避難先で営農再開したいという話があったが、やりたいならば土地はいくらでもあるのだから提供してあげればいい。福島県は全国ナンバー1の耕作放棄地面積を有しているが、それをどうしていくという考えがあれば対応できると考える。				
27	県南	・農業施設の被害はそれほど大きくはなかったが、設置から30年、40年の施設が増えており、修復、更新に対する国、県の補助をお願いする。	<p>第4章・第3節「3(3) 農業水利施設の適正な保全管理」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 農業水利施設等の適正な管理 ○ PDCAサイクルによる「農業水利施設管理システム」を活用した農業水利施設等のストックマネジメントを推進し、計画的な補修・更新による既存施設の有効活用と長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ります。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	68	15

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
28	相双	・1つの案だが、会津は米をつくり、浜通りは転作を頑張るような地域での取り組みを連携した考え方の検討も必要。	<p>第4章・第3節「4(1) 水稻」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 稲作経営の安定</p> <p>○ 米の計画的生産と災害等で被災した農家の所得を維持するため、被災等により作付けすることが困難な地域と生産に余力を持つ地域間で、生産数量目標の調整を推進します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	72	31
園芸作物について					
29	南会津	・アスパラガスの生産量が減少傾向であるが、これに変わる品目と言ってもすぐには無理なため、アスパラガスの産地再生に取り組んでいただきたい。	<p>第4章・第3節「4(3)ア 野菜」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 重点的な産地育成</p> <p>○ きゅうり、トマト、アスパラガスなど本県の「顔」となる主要品目を対象に、新規作付者の確保と全県的な生産振興を図ることにより、野菜産地づくりを重点的に進めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	76	24
	南会津	・この地域で一番はトマト。アスパラは厳しい。親身になって、そこにいる人に対して本当にためになる施策を実施して欲しい。			
	いわき	・トマトランドいわきを建てた時は補助率が75%であったが、現在はせいぜい40～50%である。もっと補助率を高めれば、施設園芸をやりたいという人もいる。			
自給飼料生産について					
30	県北	・牛乳は汚染されやすいので、気を使っている。	<p>第4章・第3節「4(4)オ 飼料作物」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 自給飼料生産基盤の再生と生産の効率化</p> <p>○ 安全な自給飼料の生産に向けて、草地や飼料畑等の除染を進めるとともに、モニタリング検査等による安全性確認を継続します。</p> <p>○ 飼料作物の生産性と品質の向上を図るため、単年生飼料作物等への転換、優良品種の普及や高性能機械の導入等を推進します</p> <p>○ 飼料生産基盤の確保を図るため、耕作放棄地等での飼料生産を進めます。</p> <p>○ 飼料作物の生産効率化を図るため、飼料生産受託組織(コントラクター等)を育成し、生産の外部化を推進します。</p> <p>■ 耕畜連携と水田活用による自給飼料の生産拡大</p> <p>○ 耕種農家と畜産農家との連携を強化し、適正処理された安全なたい肥等の有効利用と自給飼料の確保を図ります。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	92	16
	県北	・草地の除染が大切。一部デントコーンしか使えない。			
	県北	・牧草が使えない。			
	県中	・採草放牧地については、除染をやりたくても石がたくさん出て除染ができない。除染してから放射線量を測定して可否を判断するのではなく、測定して安全であれば放牧して良いことにするなど改善してほしい。			
	県中	・除染について、環境省との協議が手間取り永年性牧草の播種が間に合わない時期となってしまった。県からも強く国(特に環境省)に対しアプローチしてほしい。			
	相双	・牧草地の除染をもっと早く取り組んで欲しい。			
	相双	・自分で草地を除染して10Bq/kgまで下がったが、与えていいのかどうか検討中である。どうすればいいかわからないのが現状である。			
いわき	・津波被災地域や30km圏内は細やかな手当があるのに、中山間地の手当が乏しい。				
いわき	・特に中山間地域の牧草の除染を含めた畜産への支援をお願いしたい。耕畜連携のシステムが壊れてしまったので、その点をぜひ考慮を。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
31	地産地消について		<p>第4章・第3節に「5(1) 地産地消の推進」を設け、放射性物質に対する「安全性のPR・販売促進」を進めるとともに、引き続き「農産物直売所等への活動支援」、「学校給食等における地元食材の活用促進」などの取組を記載しました。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	94	1
	県中	・100%が望ましいが、地元の農産物を食べていることがよそ向けの一番のPRになると思う。			
	県中	・これがOからのスタートとすれば、放射能問題だけでそれぞれが栽培に対する考え方を見直し、地産地消の考え方も重要と思う。			
	南会津 南会津	・地産地消、地域で一番良いものを食べる。地域で食べていないものは外に出さない。 ・公的機関が地産地消を実践していない。学校給食・老人ホーム等に外注で入っている業者の地元産の利用率が低い。			
32	農産物の販売について		<p>第4章・第3節「5(2) 国内における販売強化」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ マーケットイン に基づく産品づくりと販売促進支援 ○ 県東京事務所などの県外事務所等が収集した消費者ニーズや流通販売に関する各種情報を広く農林漁業者や関係団体等に提供し、「売れるものをつくる」マーケットインの考え方に基づいて産品づくりと販売促進を支援します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	97	11
	県北	・グルメ主義でないと太刀打ちできないのなら、現場で指導して欲しい。その体制構築を県で構築して欲しい。			
	県北 いわき	・美味しいの見える化。 ・生産、加工、流通、消費の流れを考えなくてはならない。消費者という部分をどう展開していくか、具体的に計画の中に入れてもらいたい。			
33	県北	・県独自の品種があれば最高であるが、生産コストが見合わない。	<p>第4章・第3節「6 新技術の開発と生産現場への移転」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 本県独自品種・系統の開発 ○ 本県の農産物の生産振興とブランド化による高付加価値化を図るため、消費者や実需者のニーズを踏まえた水稻、野菜、花き、果樹等の県オリジナル品種の開発や優良な種雄牛、豚・地鶏の系統造成を推進します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	100	27

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
34	放射線物質に汚染された森林の再生について		<p>第4章・第4節「1 森林資源の充実・確保」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 放射線物質に汚染された森林の再生</p> <p>○ 放射線物質に汚染された森林においては、木材の汚染状況に応じた森林整備と木材の有効利用に取り組みます。</p> <p>○ 森林の再生を促進するため、高性能林業機械の導入を前提とした路網配置と施業の選択、伐採木等の木質バイオマス利用施設への供給など、対象地域の総合的な計画づくりと進行管理を一元的に行う仕組みを構築するとともに、県産材のフル活用を踏まえた新たな管理システムとして発展させ、所有と管理を区分した持続的な林業経営の実現と森林資源の適切な維持増進を図ります。</p> <p>○ 森林の再生に当たっては、関係し町村と連携しながら、森林の更新や間伐等の森林整備と放射線物質の除去・低減を一体的に進めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	106	26
	県北	・森林除染と森林整備を一体的に実施できればよいと考えている。			
	県北	・林業は30～50年かかる。放射線物質の汚染が問題。			
	県北	・森林の除染については、保育管理を含めた対策をお願いしたい。			
	県中	・立木の線量調査、調査結果により伐採、集積、林外への持ち出しなど将来に向けて再生林を計画的に進めるべき。			
	県中	・全県下の山林でも幾らかでも線量が下がるような取組を実施するべき。下刈り、枝打ち、間伐等により線量低下を図る。			
	県中	・山林除染対策と森林整備計画を一体的に進めよう林業全体を再生させていく機会とすべき。			
	県南	・広大な森林全てを除染できないので、森林の汚染状況に応じて、間伐等による整備を行うことが重要である。			
	県南	・森林の除染など可能か？除染という言葉が一人歩きしているが、仮置き場の問題等もう少し真剣に考える問題である。			
会津	・山を再生させれば除染につながっていくというのは中通りも会津も同じ。除染という考えだけではなく、森林再生という観点から、県内で線を引かずに福島県一体となって計画をお願いしたい。				
相双	・除染ではなく、間伐を推進し、少しずつ線量を減少させるように進めないと復興を第一に出来ない。				
35	森林整備について		<p>同上</p> <p>■ 森林資源の適正な管理</p> <p>○ 森林資源を健全な状態で確保するため、間伐を始めとする森林整備を推進します。</p> <p>○ 将来の森林資源の確保を図るとともに、荒廃の原因となる造林未済地の発生を防ぐため、「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の徹底を図り、主伐後の再生林を促進します。</p> <p>○ 環境に配慮した森林の管理と持続可能な林業経営を促進するため、一定の基準等に基づいて特定の森林や経営体を認証する森林認証制度や効率的施業を可能とする施業の集約化、長期受委託制度などの普及を図ります。</p> <p>○ 森林の所有界や現況が不明な森林において間伐等の施業を促進するため、森林所有者等が実施する境界の明確化等の地域活動を支援します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	107	1
	県北	・山林の保全対策も併せてお願いしたい。			
	県中	・森林整備集約化事業を活用した森林整備の促進、協業化による低コスト化。			
	県中	・被災地から先行して山林の共同管理、委託管理に流動していくべき。			
	相双	・今の価値はゼロ。今ある木を置いておく(そのまま育てておく)ほかない。そうすれば、20年後、30年後にはさらに太って、価値のある材になるのではと思っている。それを待つしかない。			
	県南	・小規模な森林所有者が多い中、いかに森林整備の考え方を持ってもらうかが大事である。			
会津	・今、搬出については非常に力を入れているが、このままいくと30年後には残った木を切るだけになってしまうのではないかと考えている。よって、これからは計画的に新植、手入れ、間伐、伐倒という森林整備のサイクル化を考えていって欲しい。				
南会津	・山が荒れてしまうと全部ダメになってしまう。山の荒廃を防いで欲しい。				
36	路網整備について		<p>第4章・第4節「2(1) 林内路網の整備」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 森林の再生に向けた路網の整備</p> <p>○ 放射線物質を除去・低減するための施業内容や再生可能エネルギー源としての木質バイオマス等県産材の安定供給に応じた林道や作業道の路網整備を進めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	108	31
	県北	・間伐してバイオマス利用するにしても搬出するための路網整備が必要。			
	県南	・木質バイオマスを推進するに当たって、運搬するための作業用林道の整備が必要不可欠である。県が再生可能エネルギーを推進する話が出ているが、具体的な一歩を踏み出しておらず、再生エネルギーと併せて机上の空論になっている。			
県南	・間伐、木質バイオマスの利用にあっても、路網、作業道の整備が第一である。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
37	県南	<p>・一人でやっているような大工さんは大きな製材工場から購入することを遠慮して、ホームセンターなどで購入している。零細的な製材業者を育成し、大工さんが利用することが、地域の木材産業の活性化に繋がるのではないかと。</p>	<p>第4章・第4節「2(2) 県産材の安定供給体制の整備」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 木材産業構造の基盤強化 ○ 足腰の強い木材産業に向けた基盤強化を図るため、外材から国産材への原料転換や生産品目の転換を促進するとともに、地域の製材工場等と中核工場との連携による生産加工流通体制の整備を促進します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	110	23
		県産材の利用促進について			
38	県南 いわき いわき 県北 県中 県中 会津 相双 いわき いわき いわき	<p>・30年前の木材価格は現在の4倍。搬出したものに見合う単価を決めて取り組まないと前に進まない。</p> <p>・風評で材価が低迷、県産材の使用を控えるところもあると聞く。売れないと、材を搬出できず、事業が回らなくなってしまう。県産材の利用促進を図る施策をお願いしたい。</p> <p>・リサイクルチップが断られている。5年、10年は他県へ売ることが難しいと考える。安全のPRはもちろんだが、県内で消費すること、県が率先して使うことが重要である。</p> <p>・県産材の利用拡大として、個人宅への助成でフォローして欲しい。</p> <p>・安全が確認された木材については県森林組合連合会を通じ組合と林家が協力し、被災地の住宅などの復興に支援出来ることが先決。</p> <p>・公共建築物に県産材を積極的に活用し価格が上がるようお願いしたい。</p> <p>・地元の建築資材を使った仮設住宅は非常に評判が良く、今後復興住宅等に向けては、木材を使う仕組みをしっかりとつづらなければならないと思っている。地域材を使う取り組みとして古民家を再生させることも考えられる。</p> <p>・風評の中、需要を確保していかなければならない。そのため、公共建築物の木造化、災害復興住宅の木造化を進めていただきたい。</p> <p>・公共施設の木造化が進んでいる。森林所有者、素材生産者、製材業者全てが県産材を使うとすれば、雇用に繋がる。公共施設の建設に当たって、まずは木造化ありきで検討していただきたい。</p> <p>・民間においては、木材の利用割合が高い建て物に補助金を出せないか。わかりやすく、目を見張るような数字を。山元を活性化するためには、川下に対する支援もお願いしたい。</p> <p>・復興に当たって、森林所有者、素材生産者、製材業者等の横の繋がりが深まった。協力体制の強化と県産材活用をお願いしたい。</p>	<p>第4章・第4節に「3(1) 県産材の利用促進」を設け、県産材の積極的利用を図る施策を展開することとし、次のとおり記載しています。</p> <p>■ 公共施設等での県産材の率先利用 ○ 「ふくしま県産材利用推進計画」に基づき、公共建築物や公共土木事業での県産材利用を推進します。 ○ 復興住宅や公共施設の復旧に当たって、県産材の利用を促進します。 ○ 県有施設の木造・木質化を推進するとともに、市町村等が整備する施設における県産材利用を促進します。</p> <p>■ 県産材を活用した住宅の建設促進 ○ 住宅における県産材の利用促進を図るため、県産材製品の情報提供や住宅建築に関する相談窓口の充実を図ります。 ○ 県内各地域で活動する県産材を活用した家づくりグループ等の取組を支援し、県産材住宅の普及拡大を進めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	112	22
		木質バイオマスの利用促進について			
39	県北 相双	<p>・会津のバイオマス施設も、皮付きはダメとなっている。そういうものも使えるようにして欲しい。</p> <p>・除染の一手法として再生可能エネルギーとしての燃料化が考えられ、市も調査事業に取り組んでいる。発電施設には、放射性物質の減溶化に対応する施設・設備が必要となる。</p>	<p>同上</p> <p>■ 木質バイオマスの利用促進 ○ 森林の再生により発生する間伐材の一部や枝葉、木材加工残材、樹皮(パーク)などの木質バイオマスについて、再生可能エネルギー発電プラントにおける原料としての利用を進めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	112	29

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
40	特用林産物について		<p>第4章・第4節「3(2) 特用林産物の振興」に次のとおり記載しました。</p> <p>■ きのこ類の振興 ○ 安全なきのこ栽培に向けて、きのこ原木林再生のための広葉樹林改良やほだ場の除染・整備を支援します。 ○ 安全なきのこ原木等生産資材を確保するための取組を支援するとともに生産資材等の検査による安全性の確認を継続します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	114	23
	<p>県北 県北 県中 会津 南会津</p> <p>・福島の本木は全部ダメである。除染しても50～80Bq/kgあり、基準の50Bq/kgをクリアできない。 ・原木生産がなくなった。広葉樹施業方法の検討を至急お願いしたい。 ・キノコの原木等について、早期の更新を図るべき</p> <p>・今後の原木シイタケについては、時代の趨勢で菌床シイタケが主流になってきているが、また、県でも原木シイタケの生産振興に力を入れて欲しい。ただ、原木については、会津も含めて放射能の実害があり、原木の手配に県連を通じてやっているが、そのあたりも県の支援をいただきたい。</p> <p>・やっとな軌道に乗ってきたが、オガの問題でどうしようもない時期があった。こういう点について、事故が起きたとき、いち早く体制が整えられるようにしっかりと対策を講じてもらいたい。</p>				
41	林業担い手の確保について		<p>第4章・第4節「4 林業担い手の確保・育成」に次のとおり記載しています</p> <p>■ 林業就業者の確保・育成 ○ 林業が魅力ある職場となるよう労働負荷の軽減や福利厚生充実、林業就業者の労働安全衛生対策など就労条件の改善を図るとともに、安定雇用に向けた林業事業者等の経営基盤の強化を促進し、新規就業者の確保に取り組みます。 ○ 新規就業者を対象とした基礎研修や基幹的な林業労働者を対象とした専門的研修、高性能林業機械のオペレータ養成研修や森林除染研修など、就業者の経験と技能に応じた技術の継承と定着化を推進します。 ○ 建設業等の異業種団体の森林整備事業への参入を促進するため、森林施業技術・知識等を付与する研修会等を開催します。</p> <p>■ 労働安全衛生対策の推進 ○ 林業事業者への安全装備の配備や森林除染研修等の実施を支援することにより、林業従事者の放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生を確保していきます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	116 117	23 11
	<p>県南 相双 相双 相双</p> <p>・労働者の安全・安心が得られるように健康管理をしっかり行う必要がある。そうしないと若い人が労働に従事できない。 ・担い手の確保であるが、大面積ならば機械を投入して森林整備できるが、小規模ではそうはいかない。 ・列状間伐等の手法、林業従事者の安全確保・高度な林業機械の導入により無用な被ばくを避けながら取り組んでいく必要がある。</p>				
	<p>いわき</p> <p>・林業作業はリスクが多い。60歳前の人には林業には携わらないし、60歳以上の人には10年後には70歳で山に入れない。そのブランクをどのように補うのかお聞きしたい。</p>				
	<p>いわき</p> <p>・原発事故に伴う避難、山に入れないため仕事していないなど、作業員が不足している。</p>				
	<p>いわき</p> <p>・原発事故に伴う避難、定年退職等で作業員が減っている。震災後、募集しても応募がない状況にあり、森林の除染、整備していく上で労働力確保対策をお願いする。</p>				
	<p>いわき</p> <p>・いわき市では仕事があり、林業関係の人が足りない。補償を受けながら仕事ができる仕組みを考えて欲しい。</p>				
42	いわき	<p>・漁場整備、漁船等復旧、施設等復旧の三本柱で復興に向けて進んでおり、施設復旧に集約することなく、3本柱を明確に記載していただきたい。</p>	<p>第4章・第5節に「1 漁業生産基盤の復旧」及び「2 漁業担い手の育成・確保」を掲げ、施設復旧、漁場の復旧と保全、漁船・漁具等の復旧・整備の取組をそれぞれ記載しました。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	124 126	1 1

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
43	漁業生産基盤の復旧について				
	相双	・漁業者については、住む場所と働く場所は完全に分かれると思う。そうした意味でも施設を早く作らなければならない。	<p>第4章・第5節「1 漁業生産基盤の整備」に次のとおり記載しました。</p> <p>■ 漁港の復旧 ○ 漁港施設の早期復旧を図るとともに、長寿命化を図るため、計画的な維持・管理を実施します。</p> <p>■ 漁業生産関連施設等の復旧 ○ 共同利用施設等については、漁港間での機能分担を図りつつ、効率的な復旧を図ります。</p> <p>○ 産地魚市場については、荷さばき施設、鮮度保持施設の整備や適切な維持管理を進めるとともに、未利用・低利用魚の簡易加工など漁業関係者や地元市町の新たな取組を促進します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	124 124	15 21
	相双	・請戸漁協を復興し元の操業開始に向けて動いてほしい。双葉郡だけ取り残されてしまうのでは困る。			
	相双	・漁に出られないことで、若い人たちが他職業へ移ってしまう。若い人をつなぎ止める、復旧というよりもバージョンアップさせ、魅力ある、新たな人が参加できるような復旧を図りたい。			
いわき	・江名の港の復旧が手つかずの状態であり、早急をお願いしたい。				
44	被災した漁業者への支援について				
	相双	・若い人がいなくなってしまうと高齢化率が上がる。担い手の流出をくい止め、漁業に従事させる様な施策をお願いしたい。	<p>第4章・第5節「2 漁業担い手の育成・確保」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 被災した漁業者への支援 ○ 緊急時モニタリング検査結果や水産試験場等における調査研究結果等を踏まえて、漁業関係団体等と連携して沿岸漁業の再開に向けた取組を推進します。</p> <p>○ 漁業生産活動の継続・再開に向けて、漁船、漁具等の早急な復旧・整備を支援します。</p> <p>○ 漁業関係団体と連携して、漁具、設備等の復旧・整備や経営維持に必要な資金の融通による支援を推進します。</p> <p>○ 警戒区域等の漁業者の生産活動の再開に向けて、区域外の他の漁場における操業を検討するなどの取組を促進します。</p> <p>■ 低コスト化による漁業経営の強化 ○ 漁業の収益性向上を図るため、経費削減に向けた漁船や漁具の共有化、コスト削減のための新技術の導入などの取組を促進します。</p> <p>○ 設備投資やコスト削減に向けた新たな取組が停滞していることから、制度資金の積極的な活用を促進します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	126 127	20 7
	いわき	・いわきも昨日試験操業に向けた工程表が同意された。いつやるかという見通しは立っていないが一歩である。いわきの魚をいわきの皆さんに食べてもらうことをお願いしたい。			
	相双	・残った漁業者には一人で建造するな、二人でも三人でも組んでやるように指導している。最終的には15隻程度となる見込み。船、漁協、仲卸5社で共同加工組合等の設立をイメージしている。いわゆる6次化をねらった動きをしようとしている。			
いわき	・漁業の担い手確保、見通しが立たない状況にある。漁協としても対策に取り組むので、県からの御指導もお願いしたい。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
水産物流通・加工業者への支援について					
45	いわき	<p>・製氷施設、加工施設等共同施設の形成によるコスト削減を図らないと加工業者は生きていけない。</p> <p>・平成27年にイオンモールの進出が予定されている。生もの、加工品について、大型店との結びつけていくための売り込みの手伝いをお願いしたい。</p>	<p>第4章・第5節「3 水産物の流通、加工対策」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 産地流通の強化</p> <p>○ 水産物の鮮度保持や流通の多様化へ対応するため、漁業者と流通業者が連携して行う流通の効率化に向けた取組や、漁業者、流通業者及び消費者が情報交換できる交流の場をつくる取組を支援します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	128	34
	いわき				
46	相双	<p>・原発問題をよく捉えれば、資源が残るということ。これを同じように獲ってしまっただめだし、ヒラメの振興も見直して、新しい製品を作っていきますよとか、方向性を修正できるチャンスと捉えている。</p>	<p>第4章・第5節「4(1) 資源管理型漁業の推進」に次のとおり記載しました。</p> <p>■ 資源管理体制の充実</p> <p>○ 沿岸漁業の操業再開に当たって、震災発生後の資源状況に応じた資源管理を支援するため、資源調査結果に基づき資源評価表を更新するとともに、漁業関係者に情報提供します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	130	23
都市と農山漁村の交流について					
47	県北	<p>・育樹祭、森の案内人をやっているが安全・安心を訴えているが、親は0.1μSV/hあれば行かせない。数値の問題ではない。心の問題であり、ケアして欲しい。</p> <p>・関東首都圏からの小学生・中学生の農業体験、グリーンツーリズムを震災前は受け入れていたが、原発事故以降は皆無。その回復をお願いしたい。</p> <p>・若い人が農業に関心をもつきっかけとしては観光(農業体験・グリーンツーリズム)が考えられる。</p> <p>・長い目で見られるような、子どもたちに森林の大切さを学んでもらう体験学習を進めていかないとダメなのではないか。</p> <p>・受入体制の整備というより、都市部と農村の交流の促進に力を入れて行くべき。</p>	<p>第4章・第6節「2 都市と農山漁村との交流促進」に次のとおり記載しました。</p> <p>■ 都市と農山漁村の体験交流等の推進</p> <p>○ グリーン・ツーリズムや観光と連携した農林漁業体験など、農林漁業者と都市住民との交流活動の受入れを支援します。</p> <p>○ もりの案内人や各ボランティア団体等との連携を強化し、地域や学校からの要請に基づく体験学習やフォレストセラピーなど森林の新たな利用を促進します。</p> <p>■ 受入体制の整備と情報発信の充実</p> <p>○ 安心して体験交流等に取り組めるよう、受入地域や施設等における除染の実施状況や空間線量等の情報の積極的な発信を進めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	142	17
	会津				
	南会津			142	25
	南会津				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
48	地域産業6次化について			144	28
	会津	・地域産業の6次化、主役が1次産業から2次・3次産業へと移ってしまっている。いつの間にか農家が製造・販売にお世話になっている。農家への支援が必要なのではないか。	第4章・第6節「3 地域産業6次化による農山漁村の活性化」に次のとおり記載しています。		
	南会津	・6次産業はそれなりの経営能力がないと出来ない。物を作って終わりではなく、どこにどうやったら売れるかというのを支援しないとイケない。	<p>■ 地域産業を支える人材の育成と確保</p> <p>○ 新分野への進出や経営の多角化を目指す農林漁業者や中小企業の経営者、起業を目指す女性農業者や農業参入企業など、積極的に地域産業6次化に取り組む実践者等の発掘とスキルアップを図るとともに、新たな事業展開に向けた取組を支援します。</p>		
南会津	・1次産業がしっかりとしたものであれば、いくらかけても6にならない。農業経営をどうやって安定させていくかというのが主題であって、6次化はそのパーツ。	<p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>			
49	鳥獣被害について			147	3
	県北	・福島市のイノシシ被害が多い。食べられないので獲らない。鳥獣被害対策の人材育成が必要である。	第4章・第6節「4(1) 農山漁村の定住環境の整備」に次のとおり記載しています。		
	県北	・イノシシの対策の助成金など、人材もそうだがお金もかかる。鳥獣被害対策をしっかりとお願いしたい。	<p>■ 鳥獣被害の防止</p> <p>○ 農作物等への鳥獣被害の防止を図るため、地域の関係機関・団体等で構成する協議会の設立、捕獲用機材の導入、侵入防止柵の整備等地域における取組を支援します。</p> <p>○ 各協議会に対して助言や技術指導を行うとともに、効果的な被害対策技術の開発と普及を進めます。</p>		
	相双	・イノシシの被害で、田んぼの土手がほとんどない状況にある。田の真ん中も掘って、凸凹でモアの作業も速度上げられない。			
	いわき	・山間部では鳥獣被害が深刻である。この対策なくして、農業振興は無い。	<p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>		

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
50		再生可能エネルギー生産について			
	相双	・商工労働部から浮体式風力発電の説明に来ているが、相双漁協としては反対意見を述べている。それにも関わらず進められている。計画に農林水産部の対応を謳っていただきたい。	<p>第4章・第6節「5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進 ○ 農地への復元が困難な耕作放棄地、放射線量の高い農地等の資源を活用し、地域の農林漁業の健全な発展と調和を図りつつ、太陽光や風力による発電を促進します。 ○ 野菜、花き等の大型施設や植物工場における太陽光発電や太陽熱利用等を推進し、環境負荷の低減と収益の向上を図ります。 ○ 間伐材等木質バイオマスを原料とした発電や熱利用施設の整備を支援し、森林資源の有効活用を促進することにより、森林整備や木材生産の活性化を図ります。</p> <p>■ 農山漁村における再生可能エネルギー導入に関する調査・研究 ○ 既存の農業水利施設を活用した小水力発電の導入可能性について調査を行い、その結果を踏まえ、土地改良区等と情報を共有し、小水力発電の導入を図ります。 ○ バイオマス資源の再生可能エネルギー化を推進するため、バイオマスエネルギーの原料とする資源作物の栽培や燃料の製造技術等実証・研究段階にある技術の実用化へ向けた調査・研究に取り組み、推進方針を策定するとともに、地域に適した再生可能エネルギーの導入を促進します。 ○ 地域産業6次化を推進し、農山漁村における再生可能エネルギー関連産業の育成に努めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	152 152	18 27
	相双	・浜通りの復興が目に見えない中で洋上風力発電の話が先に進んでいる。これでは漁業者は納得しない。			
	相双	・農業者としては、ソーラー、バイオマスなどの代替エネルギーと植物工場の設置、密閉型の魚の養殖場も考えている。			
	県中	・新しいエネルギーとしてバイオマスの推進。			
	相双	・農作物をエネルギーに活用するチャンスなのでは。福島県は率先してバイオマスに取り組む宣言をしてはどうか。			
	県中	・再生エネルギーを進めて行くのであれば、目先に目標を立て(プラントを2年後に整備するので、それを前提にバイオ稲を栽培する等)それを見せてあげないと進まない。これは行政の仕事である。			
	いわき	・小水力発電について、農水省では小水力発電の調査事業が位置づけられているので、そういった面でも新たな産業の展開を模索していけると考える。土地改良区、SPCの活用を御検討ください。			
	相双	・風評被害があるので、口に入れないもの、燃料化するというでプラントを誘致したい。また、大麻は放射性物質を吸収するらしいので、大麻を栽培し、燃料化することについて調査研究していきたい。			
	相双	・稲作のための農業機械を利用でき、夢の持てる、収入の得られる農業として、食べるものでない、代替エネルギーになる作物の導入もひとつではないか。地域では、ナタネとヒマワリ栽培について検討中。			
相双	・試験的に除染しているが、30cmくらい掘り、赤土を客土している。米づくりは無理だと思う。将来はバイオ燃料などの方向で行くしかないのではないか。				
相双	・バイオマスなどの非食用の作物は、国や県が買い取るなど、販売の計画を考えて、販路をしっかりと取り組むべき。				
相双	・警戒区域での営農再開について、バイオマスなど非食用作物で放射線量をある程度考えなくても良い作物については活用できるのではないか。				
51	いわき	・日本も生物多様性条約を締結している。自然・環境との共生の中にその文言が見えないので、検討をお願いする。	<p>第4章・第7節「1 環境と共生する農林水産業」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 環境の再生 ○ 県土の保全や水資源のかん養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など自然・環境面での機能や体験学習・教育、保養・療養など人間を磨き、安らぎを与える機能などの多面的機能の再生を図るため、農地や森林等の復旧、藻場や干潟等の機能回復に取り組みます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	156	21

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
52	地球温暖化防止について			158	16
	県北 相双	<p>・木が使えないのであれば、CO2吸収に応じて、ランク付けして支援していく。そうすれば森林の手入れは進むのではないかと？フォレストストック認証制度を参考にしてみたい。</p> <p>・何も役に立たないということではなく、木を育てることが大事である。二酸化炭素削減の役割もあることだし、何かに使えるのだ、という観点で、木を(林業)をとらえてほしい。</p>	<p>第4章・第7節「2 地球温暖化への対策」に次のとおり記載しています。</p> <p>■ 森林による二酸化炭素吸収量の確保 ○ 森林による二酸化炭素吸収量を確保するため、放射性物質の除去・低減と一体となった森林整備を着実に推進するとともに、森林づくり活動に対して二酸化炭素吸収量の認証を行うなど、地球温暖化防止に向けた関連施策を進めます。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>		
53	重点的取組、各主体による連携、各部門の連携などについて			167	-
	県北	・見通しのたつ農業を県にお願いしたい。	<p>「第3章 めざす姿」の実現に向けて、計画期間内に重点的・戦略的に取り組む施策を重点戦略と定め、工程表をお示ししながら展開してまいります。</p> <p>「第5章 重点戦略」に次の戦略を設定しています。</p> <p>戦略1 避難地域等における農林水産業再生プロジェクト 戦略2 安全・安心な農林水産物供給プロジェクト 戦略3 ふくしま“人・農地”新生プロジェクト 戦略4 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト 戦略5 地域産業6次化の推進プロジェクト 戦略6 みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト 戦略7 ふくしま森林元気プロジェクト 戦略8 水産業の活性化プロジェクト 戦略9 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>		
	南会津	・やる気のあるところが頑張れる状態を作ることが大事。均等に、みんなに平均にという形では何も成り立たない。			
	南会津	・やる気のある人たちに投資をするともっと良い動きになっていくのではないかと。			
	相双	・産地として1つの品目ではなく、皆を必要とするサイクル的なものが必要。例えば、除染で表土を剥ぐ、たい肥(畜産農家)で地力回復、たい肥を準備するために木の伐採が必要(草地?)、木の伐採には林業者が必要、木を処分する焼却施設が必要となる。焼却の際に電気を起こす。			
	相双	・高齢者だけでは暮らしていけない。村の共同体として戻れる時期はいつなのか。当然除染はどういった形で行われるのか。こういった所が全く見えない。			
	相双	・解除になってから行動するのは遅い。今から営農再開に向けた準備をしていく必要がある。			
	県中	・若い農業者が他産業へ流れないような対策が必要。			
	県南	・今も出来ていないのが、担い手の育成について。中々思うように進んでいない。あえてそこを特出して、30年先誰が農業を担っていくのかをしっかりと目標にしていけないと思う。			
	南会津	・福島がこのような状況になっている今こそ、行政とJAが協力してしっかりとした販売体制をつくること。例えば天のつぶの販売経路をどうするか。			
	県北	・森林の除染は、本当のところどこまでできるのか知りたい。			
	県北	・森林環境税や加速化基金を活用して少しでも森林除染が進むようになればよいと考えている。			
	県北	・木質バイオマス利用も灰はどうするかの問題がある。			
	県中	・バイオマスとしての利用について、スケジュール、推進における一定の流れを示してほしい。			
	県南	・バイオマスの関係で、懸念しているのは処分の関係。焼却灰の問題がネックになっている気がする。			
県南	・中間処理施設、最終処分施設等灰の処分方法が決まらないと森林の再生が進まない。				
相双	・相馬の木は復興に使用できないのではないかと。相馬地方の森林はどれだけ再生できるのか。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
		重点的取組、各主体による連携、各部門の連携などについて(続き)			
53	相双	・バイオマス発電について、県で1箇所モデルをつくり、検討を進めていくべきではないか。間伐材だけでやるのは労力と手間を考えると非常に大変。	同上	167	-
	いわき	・現在の材価では、所有者が植林することは難しいため、何らかの手助けが必要と考える。			
	県南	・土地改良区としても太陽光、小水力に積極的に取り組んでいきたい。組合員の認識が低かったり、大丈夫かといった思いがある。県の動きが見えてくると取り組む団体や理解も高まるのではないかな。			
	会津	・小水力の開発というものがこれから進んでくるかと思う。ただ、土地改良区には電気事業に関するノウハウが全然無い。地域の実情に併せてどのように進めていくか指導・助言等をいただければと思う。			
	相双	・農地転用の規制緩和が必要。			
		地方の振興方向について			
54	県北	・プランは、現場の人に見える、地域計画を充実して欲しい。	「第4章 施策の展開方向」において全県的な取組を記載するとともに、「第6章 地方の振興方向」において各地方の状況に応じた取組を記載しました。	188	-
	相双	・地震の影響なのか、放射性物質の影響で復興できないのか、地域の实情に即した農業振興を図らなければならない。			
	相双	・県一律の計画ではなく、エリア別の計画が必要。			

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
		各主体との連携、意見交換会の開催、計画の進捗状況等について			
55	県南 いわき 相双 県南 会津 県北 県北 県北 南会津 相双 相双 相双 相双 相双	<ul style="list-style-type: none"> ・県自らが開発する等、民間と競争しているよりも、そこは民間に任せて、県は我々に何をしてもらえるのかの方が、目に見える主要な取組になると思う。 ・生産者と流通加工業者との繋がりはそれほど強くなく、別々の意識、活動をとっていたが、見直しに当たって事業者の意見を聞くことは大きな力になるのではないかと思う。 ・都会の人との繋がりを作っておかないとならない。実際に作業し、見たり、聞いたりすることで安心できるのではないか。都会の人、ボランティアに来た人の力はすごい。 ・全国に、福島を何とかしたいという思いはあると思う。それを引き寄せる支援策が必要である。 ・明治大学の学生を受け入れてきたことがきっかけで、今回明大の学園祭に出店した。このような地道な活動が必要だと思う。 ・帰りたい人に対して、帰った後の営農をどうするかについて話を進めなくてはいけない。 ・国、国でなく、県から発信して欲しい。県から声を上げて欲しい。こういう会も裾野を広げて開催して、国へ声をあげて欲しい。 ・このような集まる機会をもっと持って欲しい。 ・このような機会をもっと作って欲しい。 ・国の施策を丸写しにしないで、福島県の独自色が見えない。福島の独自の施策を打ち出すべき。 ・計画は素晴らしいが、実際に全部やっていただけるのか。 ・デスクプランではなく、現況を捉えて、もっと意見交換の場を設けて欲しい。 ・振興計画自体には異論なく、30年、8年という長いスパンも当然大事だが、高齢の方が多く、生きている間に帰還できるのかという話が出てくる。 ・双葉郡の農家はどちらかというと兼業農家が多く、平均耕作面積が約1ha程度で農業だけで営農再開して生計が立つか心配である。 ・計画について、国が示したものに従うということではなく、自分たちがこうしたい、こういうものが必要だという方がインパクトが強くなるはずなので、安全のPRも含め、計画づくりしていただきたい。 	<p>「第7章 計画実現のために」において、東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たし、本計画に掲げるめざす姿を実現するための考え方を整理し、次のとおり記載しました。</p> <p>1 計画の推進に当たっての考え方 東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たし、この計画におけるめざす姿を実現するためには、これまで以上に県民、農林漁業者、商工業者、関係団体、市町村など様々な主体との連携、協力を強め、本県農林水産業・農山漁村の復興・再生、さらには持続的な発展に向けた各種施策を積極的かつ効果的に展開していくことが重要です。 県は、それぞれの主体の活動を支援するとともに、共に支え合う絆づくりを推進するなど、この計画の実現に努めます。</p> <p>2 「絆づくり運動(仮)」の展開 本県農林水産業・農山漁村の震災からの復興・再生を成し遂げるには、消費者等からの幅広い理解と支えが不可欠であることから、消費者、農林漁業者、関係者の相互理解と連携を深める「絆づくり運動(仮)」を展開します。</p> <p>3 計画の進行管理 この計画に位置づけられた各種施策の進捗状況や成果を毎年点検・評価するとともに、意見交換会等により農林漁業者、消費者の声を的確に把握し、着実かつ効果的な施策展開を図ります。この場合、重点戦略にあつては年次別の工程表を作成して進行管理を行います。 なお、進行管理の結果は、「農業・農村の動向等に関する年次報告」などにより県民等に分かりやすく公表します。 また、農林水産業を取り巻く社会情勢の変化に対しては、施策の重点化を図るなど、柔軟かつ機動的に対応します。</p> <p>なお、本計画に位置付けられた施策については、毎年点検・評価を行いながら展開していくこととしており、御意見を参考にしながら実施してまいります。</p>	230	1

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
		農林漁業者からいただいた意見・要望等			
56	県北	・安全・安心な農地・生活環境をつくってくれ、汚いものは取り除いてくれと言って1年半も経つが何の具体策もない。	皆様から頂戴した意見・要望等を踏まえて、事業等構築、展開を図ることとし、本計画の効果的かつ着実な推進に努めます。	-	-
	県中	・除染するにあたり、機器の導入の支援が無く、自分たちが所有する機械で実施した。酪農家は大型の機械を持っており、今後、除染を頼まれるケースがある。機械の導入に係る資金面の助成等があれば、除染が進んでない方々へのお手伝いもできる。検討してほしい。			
	相双	・今年は米作りのリズムを取り戻すことをテーマにやっている。農家にはこうしたことが大切ではないか。			
	相双	・設備がOKとなっても働き手がいらない。若い主婦層のパートがいらない。労働力が一番のネック。資材購入先(JA)や物流の再開もネック。			
	いわき	・大豆を推進し、作業機械なども揃えたのに、昨年から飼料米に変わってしまった。農政が、その時々により変わったのでは、担い手を育成できない。一貫した農政をお願いしたい。			
	県中	・農業者の奥さんが新規就農者扱いにはなっていない。配偶者としてしか認められておらず、結婚しても経営が不安定であり、技術も仕事に対する自信もなく、他産業に流れて言ってしまう。奥さんには新規就農者と同様の支援をし、農業に定着出来るような環境を作ってほしい。そのような環境の中で、子育てをし、次世代の担い手を確保出来ることが理想。(花嫁就農資金のようなイメージ。)			
	県中	・風評被害については、経営計画の見通しが立てられるよう戸別補償のような施策あれば農業の再開が進むのではないか。			
	県中	・米の全袋検査とモニタリングと併行してやっている。どちらかにしないと二度手間三度手間になる。厚労省に押し切られた形となったが県から強くアプローチしてほしい。			
	会津	・全袋検査は安全・安心のために必要だが、スムーズに行かないと、早場米は特にそうだが交渉がうまくいかない。生産者は安全・安心との出荷時期の遅れとどちらがというジレンマがある。来年度以降、スムーズに行くように対応をお願いしたい。			
	会津	・1つのキノコから出れば、その地域全てに網をかけてしまうのではなく、もっときめ細かな野生キノコの規制にして欲しい。			
	県北	・ベルトコンベアの検査の導入助成、研究費を計上してほしい。(ベルコン検査は野菜、果樹もやるべき)			
	相双	・メーカーは、どのくらい使うか分からない中で、農業、林業、水産業皆が使う機械を開発してしまう。それぞれの用途に合った機器の開発に対して、県、国は費用的なものも含めて協力していく体制を取って欲しい。			
	相双	・モニタリングは量を準備することになる。全袋検査のような流れ作業で検査出来ないか。検査機器の開発も必要ではないか。			
相双	・検査管理技士などではなく、もっと簡易に現場レベルで使える検査技師の確立や技術の確立等により、検査員が検査したことで安全を証明出来る組織が漁協の近くに置ければいい。				
相双	・20km圏内のモニタリングが本格的に実施されていない状況である。これからの試験操業にあたり、現在のモニタリングに併せて20km圏内のモニタリングを加えてほしい。				
いわき	・担い手から、全袋検査は手間と時間がかかり、いつ販売できるのか、いつ現金かできるのか、もっと効率的に実施できないかとの指摘がある。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
		農林漁業者からいただいた意見・要望等(続き)			
56	南会津	・グリーンツーリズムに加えて、防災ツーリズムという視点を福島県としては取り入れていくべきだと考える。	同上	-	-
	県北	・地域の営農計画に柔軟に対応した事業構築をお願いしたい。			
	相双	・今置かれている状況を、会津、中通り、浜通りそれぞれの地域毎に考えた上で国に要望してほしい。			
	県南	・県南地域は被害の程度が低いと、事業や賠償金の面で受けられない。風評被害は県全域で発生しているのだから、事業等の制限をかけないようお願いしたい。			
	県南	・震災により被災した施設の復旧に当たっても通常の手続きを求められた。そうした点の改善を県からも働きかけて欲しい。			
	会津	・補助や減反政策などの優遇措置も現在は認定農業者に対してほとんどない。どのようなメリットがあるのかという問題提起をしたい。			
	会津	・行政では自然に優しい河川整備といわれているが、工事が終わった川を見るとあまりにも川がキレイになりすぎている。この状態では魚が住めない。魚にも優しい川をお願いしたい。			
	南会津	・中、浜は復興予算があり、それで間伐をやるので問題ないが、会津には復興の予算はないので、森林環境税で事業をやらしてもらえればと思う。			
	相双	・ほ場整備実施地区の担い手に施設園芸等を提案していくに当たり、ハウス導入に対する支援をお願いする。その際、浜通りの補助率を高められないか。			
	相双	・受益者負担がある限りは、ほ場整備、再整備に対する同意を得ることは難しい。宮城県、相馬市のように受益者負担なしでほ場整備できるようにお願いしたい。			
	相双	・共同利用船の補助事業を受けているが、災害復旧上失ったものに対する補助は出来るが修理には使えない。そのような方に対する助成について検討してほしい。			
	いわき	・残された船は、(古くて)整備しても故障の確立も高く、効率的な商売がしにくい状況にある。ここ3~4年はがんばるしかないが、新たな設備投資ができれば、市内の船員の雇用、採算確保にも繋がる。			
	いわき	・水産加工業組合では、小名浜の市場跡地を利用して箱物整備を考えている。今の状況では運営の先行きが見えない状況にあり、支援をお願いする。			
	県北	・改植事業も進まない。県がもっと本気になって欲しい。7,000万しかないではダメ。			
県北	・被害者意識から改植とか10/10でないとやらない。				
会津	・全国各地から直売会をやってくれという声が届くが、せめて関東までが限界で静岡・名古屋という赤字になってしまう。また、1回きりで次の展開につながらない。もう少し直売の方法も考えなくてはいいと思う。				
会津	・風評被害について、個人や組合で東京などに営業活動をした場合などについて支援策をお願いしたい。				
県中	・木材の販売 委託方式、販売方式から一発買い方式(現地で直接価格を算定し買ってもらう方式)の方が若い人の考えが強まっていくのではないか。				

No.	地域	発言要旨	対応	ページ	行
		農林漁業者からいただいた意見・要望等(続き)			
56	県北	・他県から、支援してくれた方への恩返しが必要。それをしないと福島県の存在価値がなくなる。そういう施策が必要。	同上	-	-
	いわき	・他県からシイタケが流入してしまえば、産業が失われてしまう。トップセールス、企業立地補助金を使って夢のある産業を作っていく。復旧もできていない状況の中、復興を謳うのであれば特区、交付金、産業を守る施策をお願いしたい。			
	いわき	・サーマルの原料に回す100ペクレル以下はあまりない。肥料系については、県内で使われない状況にある。県が復興に使いますと宣言すれば、今から仕込む人もいる。県が引っ張る姿を見せて欲しい。			
	県北	・森林簿について、県からお借りしているが、国土調査実施分の精度は高いが、未了部分は図面と現地不一致が多い。その点の再編をお願いしたい。			
	会津	・農産物の加工をやっているが、女性農業者の会合に行った際に、避難されている方から加工をやりたいという話があった。避難されている方の得意な分野の技術を是非習いたいと思った。そういったことをどのような形で出来るか。			
	南会津	・ソバの自給率が最近上がってきており、国内産も多くなった。仲卸で急に国内産のソバを買うようになったが、価格は安い海外産並に据え置いたままである。どうしても小売り有利になってしまう。統制は無理だろうが何か方法がないか。			
	いわき	・林業関係の除染で出た間伐材の仮置き場として牧野を活用できるように配慮願いたい。			
いわき	・復興特区に関して、一次産業の税制優遇措置がうまく組み込まれていない。沖合漁業は県外漁場で再開し、雇用にも繋がっているし、今まで以上の設備投資も必要な中、他業界並みの税制優遇措置をお願いしたい。				